

## 佐賀県規則第32号

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則

(佐賀県行政組織規則の一部改正)

**第1条** 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(局)</p> <p><b>第3条</b> 政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に文化・観光局及び<u>SAGA2024・SSP推進局</u>を、健康福祉部に男女参画・子ども局（第26条第2項を除き、以下これらの局を単に「局」という。）を置く。</p> <p>(局の分掌事務)</p> <p><b>第3条の2</b> 局の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>SAGA2024・SSP推進局</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会</u>（以下「SAGA2024」という。）に関すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(分課等)</p> <p><b>第3条の3</b> 略</p>	<p>(局)</p> <p><b>第3条</b> 政策部に危機管理・報道局を、地域交流部に文化・観光局及び<u>SSP推進局</u>を、健康福祉部に男女参画・子ども局（第26条第2項を除き、以下これらの局を単に「局」という。）を置く。</p> <p>(局の分掌事務)</p> <p><b>第3条の2</b> 局の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>SSP推進局</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(分課等)</p> <p><b>第3条の3</b> 略</p> <p><u>2 前項のほか、部の下に、それぞれ次の組織を置く。</u></p> <p>(1) <u>政策部</u></p> <p><u>駐屯地調整室</u></p> <p>(2) <u>地域交流部</u></p> <p><u>国際政策グループ</u></p>

改正前	改正後
<p>2 局の下に、それぞれ次の課を置く</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) SAGA2024・SSP推進局</u></p> <p><u>スポーツ課</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事課</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 人材の育成に関すること。</p> <p>キ～サ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p><u>(地域交流部SAGA2024・SSP推進局スポーツ課の分掌事務)</u></p> <p><b>第9条の2</b> <u>地域交流部SAGA2024・SSP推進局スポーツ課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) スポーツ(学校体育を除き、高齢者及び障害者に係るスポー</p>	<p><u>(3) 産業労働部</u></p> <p><u>産業グリーン化推進グループ</u></p> <p>3 局の下に、それぞれ次の課を置く</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>4 <u>前項のほか、SSP推進局の下に、それぞれ次の組織を置く。</u></p> <p><u>(1) SAGAスポーツピラミッド推進チーム</u></p> <p><u>(2) アスリート育成支援チーム</u></p> <p><u>(3) スポーツムーブメントチーム</u></p> <p><u>(4) コンベンションチーム</u></p> <p>(総務部各課の分掌事務)</p> <p><b>第7条</b> 総務部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 人事課</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ 人材の育成<u>及び研修</u>に関すること。</p> <p>キ～サ 略</p> <p>(3)～(7) 略</p>

改正前	改正後
<p><u>ツを含む。）</u> に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) <u>スポーツ施設に関すること。</u></p> <p>(3) <u>スポーツコミッションに関すること。</u></p> <p>(県民環境部各課の文章事務)</p> <p><b>第10条</b> 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 脱炭素社会推進課</p> <p>ア 地球温暖化対策の総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p>イ <u>環境教育等の促進に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 有明海再生・環境課</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ～ク</u> 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p><b>第11条</b> 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活衛生課</p> <p>ア～シ 略</p> <p><u>ス・セ</u> 略</p> <p>(6) 略</p>	<p>(県民環境部各課の分掌事務)</p> <p><b>第10条</b> 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 脱炭素社会推進課</p> <p>ア 地球温暖化対策の総合調整に関する<u>こと。</u></p> <p>イ <u>海洋プラスチック対策に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 有明海再生・環境課</p> <p>ア～オ 略</p> <p><u>カ</u> <u>環境教育等の促進に関すること。</u></p> <p><u>キ～ケ</u> 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(健康福祉部各課の分掌事務)</p> <p><b>第11条</b> 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 生活衛生課</p> <p>ア～シ 略</p> <p><u>ス</u> <u>農林水産物及び食品の輸出の促進に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p> <p><u>セ・ソ</u> 略</p> <p>(6) 略</p>

改正前	改正後
<p>(7) 長寿社会課 ア～ウ 略 エ <u>地域包括ケア</u>に関すること。</p> <p>(8) 略 (農林水産部各課の分掌事務)</p> <p><b>第14条</b> 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業経営課 ア～ケ 略</p> <p>    ユ～タ 略</p> <p>(4)～(10) 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p><b>第15条</b> 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) まちづくり課 ア・イ 略 ウ <u>肥前鹿島駅及びその周辺地域の整備</u>に関すること。</p> <p>    エ～ケ 略</p> <p>(7)～(9) 略 (室)</p> <p><b>第19条</b> 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。</p>	<p>(7) 長寿社会課 ア～ウ 略 エ <u>共生社会の推進</u>に関すること。</p> <p>(8) 略 (農林水産部各課の分掌事務)</p> <p><b>第14条</b> 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業経営課 ア～ケ 略     <u>コ 農業の労働力の確保</u>に関すること。</p> <p>    サ～チ 略</p> <p>(4)～(10) 略 (県土整備部各課及びセンターの分掌事務)</p> <p><b>第15条</b> 県土整備部各課及びセンターの分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) まちづくり課 ア・イ 略</p> <p>    ウ～ク 略</p> <p>(7)～(9) 略 (室)</p> <p><b>第19条</b> 次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。</p>

改正前		改正後	
課	室	課	室
略		略	
人事課	<u>行政経営室</u>	人事課	<u>人材育成・行政マネジメント室</u>
略		略	
文化課	略	文化課	略
スポーツ課	<u>競技力向上推進室</u>		
	<u>S S P施設環境推進室</u>		
くらしの安全安心課	略	くらしの安全安心課	略
略		略	
ものづくり産業課	略	ものづくり産業課	略
道路課	略	<u>流通・貿易課</u>	<u>伝統産業支援室</u>
略		道路課	略
		略	

2 室の分掌事務は、それぞれの室が属する課の分掌事務のうち、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 行政経営室

ア～オ 略

(4)～(6) 略

(7) 競技力向上推進室  
競技力の向上に関すること。

(8) S S P施設環境推進室  
スポーツ施設に関すること。

2 室の分掌事務は、それぞれの室が属する課の分掌事務のうち、次に掲げるものとする。

(1)・(2) 略

(3) 人材育成・行政マネジメント室  
ア 人材の育成及び研修に関すること。

イ～カ 略

(4)～(6) 略

改正前	改正後																				
<p>(9)～(13) 略</p> <p>(14)～(16) 略</p> <p><b>第22条</b> 部に副部長を、局に副局長を置くことができる。</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、県民環境部に脱炭素社会推進総括監を、産業労働部に企業立地総括監を、<u>SAGA2024・SSP推進局にスポーツ総括監を置くことができる。</u></p> <p>3 産業労働部に再生可能エネルギー総括監を、<u>SAGA2024・SSP推進局にSSP総括監を置くことができる。</u></p> <p>4 前3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行うものとし、部長又は局長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <table border="1" data-bbox="230 954 1104 1390"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税政総括監</td> <td>税の施策に関する<u>事務</u>を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>脱炭素社会推進総括監</td> <td>脱炭素社会の推進に関する<u>事務</u>を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>企業立地総括監</td> <td>企業立地の促進に関する<u>事務</u>を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>スポーツ総括監</td> <td>スポーツの振興に関する事務に関して<u>SAGA2024・SSP推進局長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</td> </tr> </tbody> </table>	略		税政総括監	税の施策に関する <u>事務</u> を掌理する。	脱炭素社会推進総括監	脱炭素社会の推進に関する <u>事務</u> を掌理する。	企業立地総括監	企業立地の促進に関する <u>事務</u> を掌理する。	スポーツ総括監	スポーツの振興に関する事務に関して <u>SAGA2024・SSP推進局長</u> が特に命ずる事務を掌理する。	<p>(7)～(11) 略</p> <p>(12) <u>伝統産業支援室</u></p> <p>ア <u>地場産業の振興に関すること。</u></p> <p>イ <u>伝統的工芸品に関すること。</u></p> <p>(13)～(15) 略</p> <p><b>第22条</b> 部に副部長を、局に副局長を置くことができる。</p> <p>2 政策部に政策総括監及びさがデザイン総括監を、総務部に税政総括監を、県民環境部に脱炭素社会推進総括監を、産業労働部に企業立地総括監を、<u>SSP推進局にスポーツ総括監及びSSP総括監を置くことができる。</u></p> <p>3 産業労働部に再生可能エネルギー総括監を置くことができる。</p> <p>4 前3項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務を行うものとし、部長又は局長が不在のときは、その職務を代行する。</p> <table border="1" data-bbox="1155 954 2029 1390"> <thead> <tr> <th colspan="2">略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税政総括監</td> <td>税の施策に関して部長が特に命ずる<u>事務</u>を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>脱炭素社会推進総括監</td> <td>脱炭素社会の推進に<u>関して</u>部長が特に命ずる<u>事務</u>を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>企業立地総括監</td> <td>企業立地の促進に<u>関して</u>部長が特に命ずる<u>事務</u>を掌理する。</td> </tr> <tr> <td>スポーツ総括監</td> <td>スポーツの振興に関する事務に関して<u>局長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</td> </tr> </tbody> </table>	略		税政総括監	税の施策に関して部長が特に命ずる <u>事務</u> を掌理する。	脱炭素社会推進総括監	脱炭素社会の推進に <u>関して</u> 部長が特に命ずる <u>事務</u> を掌理する。	企業立地総括監	企業立地の促進に <u>関して</u> 部長が特に命ずる <u>事務</u> を掌理する。	スポーツ総括監	スポーツの振興に関する事務に関して <u>局長</u> が特に命ずる事務を掌理する。
略																					
税政総括監	税の施策に関する <u>事務</u> を掌理する。																				
脱炭素社会推進総括監	脱炭素社会の推進に関する <u>事務</u> を掌理する。																				
企業立地総括監	企業立地の促進に関する <u>事務</u> を掌理する。																				
スポーツ総括監	スポーツの振興に関する事務に関して <u>SAGA2024・SSP推進局長</u> が特に命ずる事務を掌理する。																				
略																					
税政総括監	税の施策に関して部長が特に命ずる <u>事務</u> を掌理する。																				
脱炭素社会推進総括監	脱炭素社会の推進に <u>関して</u> 部長が特に命ずる <u>事務</u> を掌理する。																				
企業立地総括監	企業立地の促進に <u>関して</u> 部長が特に命ずる <u>事務</u> を掌理する。																				
スポーツ総括監	スポーツの振興に関する事務に関して <u>局長</u> が特に命ずる事務を掌理する。																				

改正前		改正後	
略		略	
S S P 総括監	S S P 構想に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	S S P 総括監	S S P 構想に関して局長が特に命ずる事務を掌理する。
5 略		5 略	
第23条 略		第23条 略	
2 部及び局に政策企画監を、政策部にさがデザイン企画監を、地域交流部及び産業労働部に推進監を、農林水産部に家畜防疫対策企画監を、S A G A 2 0 2 4 ・ S S P 推進局に推進監及びリーダーを置くことができる。		2 部及び局に政策企画監を、政策部にさがデザインディレクター及び室長を、地域交流部及び産業労働部に推進監及び企業立地推進監を、農林水産部に家畜防疫対策企画監を、S S P 推進局にリーダーを置くことができる。	
3 略		3 略	
4 第1項及び第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。		4 第1項及び第2項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	
略		略	
室長	室の分掌事務	室長	室の分掌事務又は部の分掌事務に係る政策及び企画の推進に関する事務(第2項の規定により政策部に置かれた者に限る。)
略		略	
さがデザイン企画監	さがデザイン施策の推進に関して部長が特に命ずる事務	さがデザインディレクター	さがデザイン施策の推進に関して部長が特に命ずる事務
推進監	略	推進監	略
家畜防疫対策企画監	略	企業立地推進監	企業立地の促進に関する事務に関して部長が特に命ずる事務
略		略	
略		略	

改正前	改正後
<p>5 略</p> <p><b>第26条 略</b></p> <p>2 局長は、上司の命を受けて、局の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>3 局長は、会計管理者不在のときは、その職務を代行する。</p> <p>4 出納局の課長は、前項の場合において、局長不在のときは、その掌理する事務について、会計管理者の職務を代行する。</p> <p>5 出納局の課長及びセンター長にあつては、<u>第23条第6項</u>に規定するもののほか、局長不在のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。</p> <p><b>第27条</b> 部及び局に、政策総括監、さがデザイン総括監、<u>再生可能エネルギー総括監及びSSP総括監並びに政策企画監、さがデザイン企画監、推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーを補佐するため、参事及び技術監、副課長、企画主幹、副技術監、調整主幹、副主幹及び主幹並びに係長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の職のうち政策部に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) SAGA2024における行幸啓等の皇室に関すること。</u></p> <p><u>(9)・(10) 略</u></p>	<p>5 略</p> <p><b>第26条 略</b></p> <p>2 <u>出納局の</u>局長は、上司の命を受けて、局の分掌事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>3 <u>出納局の</u>局長は、<u>会計管理者が不在</u>のときは、その職務を代行する。</p> <p>4 出納局の課長は、前項の場合において、<u>出納局の局長が不在</u>のときは、その掌理する事務について、会計管理者の職務を代行する。</p> <p>5 出納局の課長及びセンター長にあつては、<u>第23条第4項</u>に規定するもののほか、<u>出納局の局長が不在</u>のときは、その掌理する事務について、その職務を代行する。</p> <p><b>第27条</b> 部及び局に、政策総括監、さがデザイン総括監<u>及び再生可能エネルギー総括監並びに政策企画監、さがデザインディレクター、室長（第23条第2項の規定により政策部に置かれる者に限る。）</u>、<u>推進監、企業立地推進監、家畜防疫対策企画監及びリーダーを補佐するため、参事及び技術監、副課長、副室長、企画主幹、副技術監、調整主幹、副主幹及び主幹並びに係長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の職のうち政策部<u>及び第3条の3第2項第1号</u>に規定する組織に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9) 略</u></p> <p><u>(10) 自衛隊の佐賀空港使用に係る総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(11) 県内の駐屯地等に係る連絡調整に関すること（他課の分掌する事務に関する部分を除く。）。</u></p>

改正前	改正後
<p>3 第1項の職のうち<u>地域交流部</u>に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、国際政策の企画立案及びその推進に関する事務を処理する。</p> <p>4 第1項の職のうち<u>SAGA2024・SSP推進局</u>に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>MICEの誘致及び開催に関すること。</u></p> <p>(5) <u>SAGA2024に関すること。</u></p> <p>5 第1項の職のうち<u>産業労働部</u>に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(12) <u>佐賀県有明海漁業振興・補償基金に関すること。</u></p> <p>3 第1項の職のうち<u>第3条の3第2項第2号に規定する組織</u>に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、国際政策の企画立案及びその推進に関する事務を処理する。</p> <p>4 第1項の職のうち<u>第3条の3第4項に規定する組織</u>に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>アスリート育成の推進に関すること。</u></p> <p>(5) <u>地域におけるスポーツ、プロスポーツ及びパラスポーツに関すること（学校体育を除き、高齢者に係るスポーツを含む。）。</u></p> <p>(6) <u>MICEの誘致及び開催に関すること。</u></p> <p>(7) <u>スポーツコミッションに関すること。</u></p> <p>(8) <u>スポーツ施設に関すること。</u></p> <p>5 第1項の職のうち<u>第3条の3第2項第3号に規定する組織</u>に置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

改正前	改正後
<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA 2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、教育組織規則第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する教育組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項並びに佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第2項に規定する組織、組織規則第19条第1項に規定する室、政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定するかいをいう。</p>

（佐賀県財務規則の一部改正）

第3条 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第2項に規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁等 佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号。以下「組織規則」という。）第3条の3第1項及び第3項に規定する課及び入札・検査センター、出納局、教育委員会事務局、警</p>

改正前	改正後
<p>察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 <u>組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）及びその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する教育組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>組織規則第27条第1項に規定する職にある者を指揮監督する組織規則第22条第3項及び第23条第2項に規定する職（政策部にあつては政策企画監のうちから、SAGA2024・SSP推進局にあつてはリーダーのうちから知事が指定する者に限る。）、組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課の長、教育組織規則第9条第2項に規定する職、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。</u></p>	<p>察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局並びに議会事務局をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 <u>組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第3条の3第2項及び第4項並びに佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第2項に規定する組織、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者並びにその者が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(4) 本庁等の各課の長 <u>組織規則第3条の3第2項及び第4項に規定する組織を指揮監督する組織規則第22条第3項又は第23条第2項に規定する職にある者、組織規則第27条第1項に規定する職にある者のうち政策部（組織規則第3条の3第2項第1号に規定する組織を除く。）に置かれた政策総括監及び政策企画監のうちから知事が指定する者、組織規則第3条の3第1項及び第3項並びに第4条第2項に規定する課及びセンターの長、教育組織規則第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課の長、教育組織規則第9条第2項に規定する職、警察本部会計課長、監査委員事務局副事務局長、人事委員会事務局副事務局長、</u></p>

改正前	改正後
(5)～(21) 略	労働委員会事務局総務調整課長並びに議会事務局総務課長をいう。 (5)～(21) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。